

第10章 運営・体制

第1節 運営・体制の現状と課題

【現状】

- 文化財担当部局の専門職員は、埋蔵文化財を専門とする者が3名、文献史学を専門とする者が1名配置されている。
- 京田辺市郷土史会(昭和31(1956)年発足)によって地域の歴史について調査・報告されている。
- 府内の連携体制としては、保存活用計画策定において関係各課による「京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等ワーキング部会」を設置し、情報の共有を図るとともに他の計画等との調整を行っている。
- 京田辺市は史跡の管理団体として史跡の保存管理に関する業務を文化庁、京都府教育委員会の指導・助言の下に実施している。なお、史跡内の民有地の維持管理は土地所有者などの関係者が行っている。
- 京都府文化財保護指導委員による文化財等の保存管理に関する巡視が定期的に行われている。

【課題】

- 日頃の維持管理、整備や活用事業の推進、調査研究など、史跡の管理団体としての責務を遂行できる組織体制の整備を図るとともに、現状の人員を担保しつつ、更なる体制の強化が必要である。
- 史跡の現状変更に関する対応や整備事業などにおいては、国・府といった行政機関との連絡・調整や支援は不可欠である。また、調査・研究などにおいては、大学など研究機関や学識経験者の協力が必要である。これら行政機関や研究機関などとの連携の強化が必要である。
- 史跡綴喜古墳群の日常の維持管理や活用において、継続的な市民の参画が必要である。
- 府内の連携については、保存活用計画策定のみならず、今後の整備事業、整備後の維持管理や活用等においても継続した連携体制が必要である。

第2節 運営・体制の方向性

史跡の保存を確実に実施し、それを維持し後世に継承するためには、体制の整備が不可欠である。そのため、史跡の管理団体である本市が運営の中心となり、土地所有者、地域活動団体、関係機関等が連携できる体制の充実・強化を図る。

また、史跡の保存活用を展開するに際しては、市民との連携は必要不可欠である。史跡の周知活動を継続して実施し、史跡の保存活用に関心のある人々を惹きつけ、住民をまじえての保存活用体制を検討する。加えて、教育機関や研究機関、有識者などとも連携し、史跡の調査・研究を推進し、その成果に基づく保存活用施策の推進に努める。

第3節 運営・体制の方針

(1) 体制整備

前述のとおり、指定地の保存活用は、管理団体である本市が適切に実施することを基本とする。そのため、管理団体である本市は、保存活用事業の推進に必要な事業量に配慮した人員配置に努める。従前より実施している文化財業務に加え、今後は史跡の活用や整備などの事業を効果的に展開していくために、専門職員の適正な人員配置が必要となる。それに加え、史跡の保存活用は継続して行う事業であるため、事務職員を含めた適正な職員数・体制を検討し、職員数だけではなく年齢構成などのバランスも考慮した持続可能な体制とすることが必要である。

(2) 連携

① 庁内の連携

史跡の保存活用は文化財担当課が中心となり実施するが、庁内の関係各課との連携が必要となる。整備事業の推進にあたっては、土木等の専門技師の協力が不可欠であり、こうした技師が所属する部署と連携し整備を進めていく。土砂災害特別警戒区域等を指定地内に含む天理山古墳群の整備に際しては、砂防や防災担当課との連携が必要であり、植生管理や自然保護については環境担当課や公園担当課との連携が必要である。活用に際しては、観光担当課や教育委員会、各種学校との連携も重要となる。観光分野や教育分野において史跡を活用するために、整備段階から連携を取ることとし、整備完了後の活用に際しても継続した連携を行う。そのため、本計画策定時と同様に関係部局で組織したワーキング部会を開催し、意見交換・情報共有に努めるものとする。

② 国・府との連携

史跡の整備事業の推進やその後の保存管理の実施に際しては、事業実施時の助言等や予算の確保等において、文化庁や京都府文化財保護課との緊密な連携が不可欠となる。また、天理山古墳群には土砂災害特別警戒区域等に指定されている箇所が存在するため、京都府の砂防担当課と連携した上で整備等を実施する。

③ 地域や関係機関との連携

史跡の活用に際しては、観光協会や観光ボランティアガイド協会などの市内関係機関と連携し、史跡のPR等を推進する。また、住民に対して周知活動を継続して行い、日常の維持管理や活用において、多くの方々が史跡の保存管理や整備に参画することができるような体制の構築に努める。

④ その他の連携

前述以外の連携としては、近隣の市町村や大学などの研究機関、民間企業などの組織との連携が考えられる。特に八幡市には史跡綴喜古墳群を構成する八幡西車塚古墳があるほか、綴喜古墳群を構成する古墳が数多く所在している。今後の活用等において特に連携・協力が必要となる。これらの組織との連携は保存活用における繋がりが深いため、次章の実施計画を踏まえながら具体的にどういった連携が可能なのかをまず整理する必要がある。また、飯岡車塚古墳に係る指定地及び指定地以外の土地所有者や綴喜古墳群を構成する未指定の古墳所在地の土地所有者との連携も必要となる。

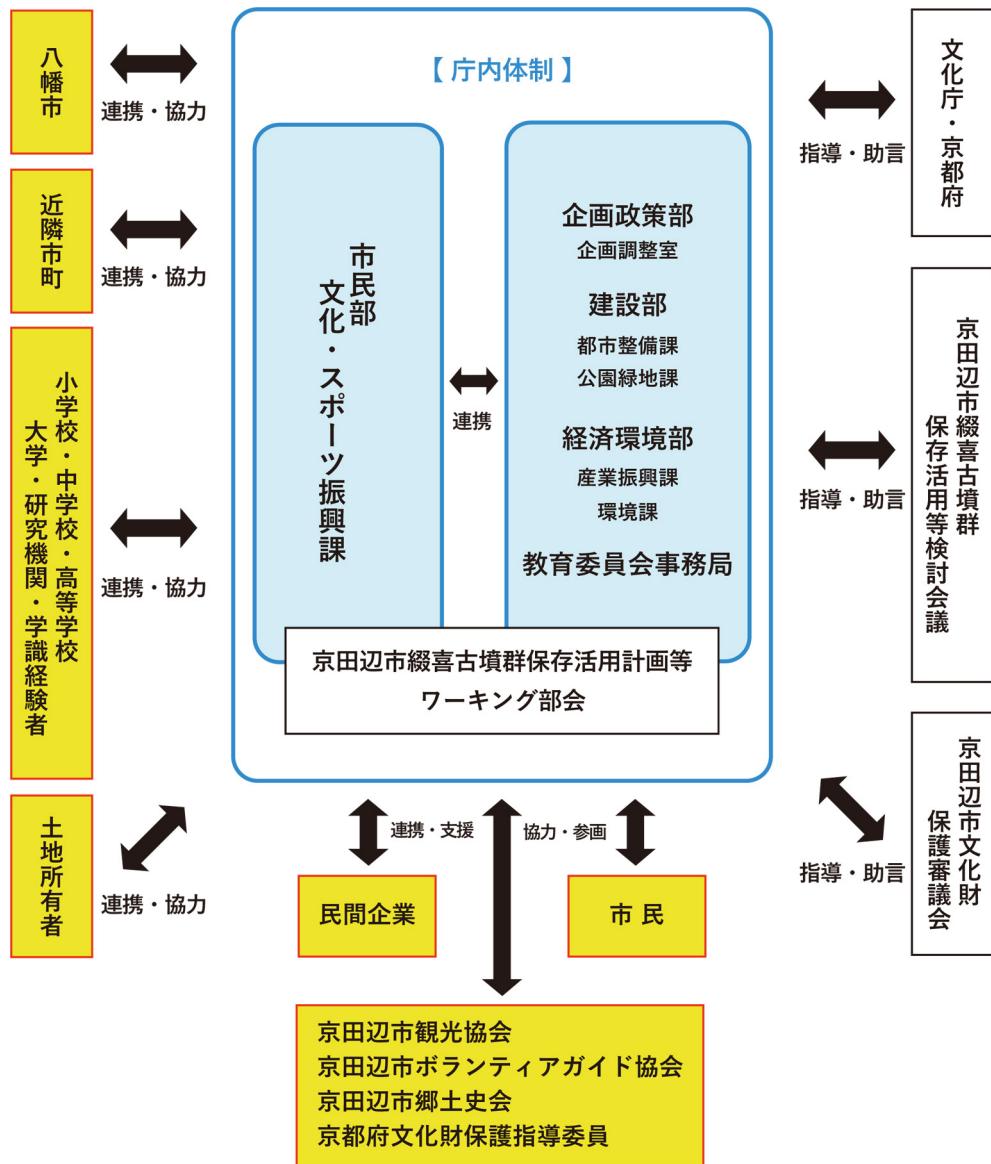


図 101 運営・体制のイメージ

